

豊川市監査公表第24号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年7月3日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	莉	敏	
同	小	林	琢	生

## 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

監査対象の団体 及び所管部署	監査の対象期間	監査の実施期間
・豊川市土地開発公社 (出資団体・支払保証団体) ・総務部管財契約課	平成24年度豊川市土地開発 公社会計 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)	平成25年5月13日 ～同年6月7日

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

- (1) 財政援助、出資・支払保証及び公の施設の指定管理の目的、内容について
- (2) 交付の金額及び指定管理料、時期、方法、手続等について
- (3) 対象事業等の執行、協定の履行について
- (4) 会計経理、財産管理について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

## (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められたが、次の点に留意されたい。

## (2) 意見

豊川市土地開発公社の土地の保有資産の額は、9億円を超える額となっている。このうち取得から5年を超えて保有している土地の保有資産の額は約6億2千万円で、当該土地に係る当初の取得価格は約5億円である。

これは国の土地開発公社経理基準要綱に基づき、当初に取得した事業用地等の取得価格に当該土地の取得に係る借入金の利息等を加算した額を帳簿価格としているため、今後更に実勢価格と帳簿価格が乖離していくことが推測される。

これらを市の財政上の負担から勘案すると、近年、経営健全化計画に基づき計画的な事業用地等の売却は進んでいるが、市が帳簿価格による取得を原則としていることから、事業用地等を所管する部署と協議を進め、早期の売却に向けてより一層の努力をされたい。